

県立図書館の 市町村立図書館支援について

鳥取県立図書館

支援協力課 市町村担当 三田

令和2年度鳥取県図書館職員実務研修会

図書館をとりまく法



日本国憲法

教育基本法

社会教育法

図書館法

図書館法

(この法律の目的)

第一条 この法律は、社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)の精神に基き、図書館の設置及び運営に関して必要な事項を定め、その健全な発達を図り、もつて国民の教育と文化の発展に寄与することを目的とする。

(設置及び運営上望ましい基準)

第七条の二 文部科学大臣は、図書館の健全な発達を図るために、図書館の設置及び運営上望ましい基準を定め、これを公表するものとする。

市町村立図書館と県立図書館の役割は？

【図書館の設置及び運営上の望ましい基準】

にはどう書いてあるのでしょうか？

図書館の設置及び運営上の望ましい基準

(平成24年12月19日文部科学省告示第172号)

第一 総則

三 運営の基本

2 市町村立図書館は、知識基盤社会における知識・情報の重要性を踏まえ、資料(電磁的記録を含む。以下同じ。)や情報の提供等の利用者及び住民に対する**直接的なサービスの実施**や、読書活動の振興を担う機関として、また、地域の情報拠点として、**利用者及び住民の要望や社会の要請に応え、地域の実情に即した運営**に努めるものとする。

図書館の設置及び運営上の望ましい基準

(平成24年12月19日文部科学省告示第172号)

第一 総則

三 運営の基本

3 都道府県立図書館は、前項に規定する事項に努めるほか、住民の需要を広域的かつ総合的に把握して、資料及び情報を体系的に収集、整理、保存及び提供すること等を通じて、**市町村立図書館に対する円滑な図書館運営の確保のための援助に努める**とともに、当該都道府県内の図書館間の連絡調整等の推進に努めるものとする。

図書館の設置及び運営上の望ましい基準

(平成24年12月19日文部科学省告示第172号)

第二 公立図書館の「二 都道府県立図書館」には

資料の提供や保存、職員研修の実施、資料の円滑な搬送など、**域内の図書館への支援に努める**ことや、県民の利用促進に向けた**新たなサービス**等に関する調査研究にも努めることなどが挙げられています。

図書館の設置及び運営上の望ましい基準 の全文はホームページでも見られます

市町村立図書館に関わる記述は他にもあります。どうぞご覧ください。

文部科学省のホームページ

https://www.mext.go.jp/a_menu/01_l/08052911/1282451.htm

鳥取県立図書館の 市町村立図書館支援

日常業務をサポート

● **本を貸し出します** 届けるスピードが大事

112万冊を超える資料でサポートします。

搬送便は2週間に1回

予約本はいち早く届くよう毎日発送

● **資料相談(レファレンス)、本のリクエストや複写も受け付けます！**

日常業務をサポート ～ 図書館へ出かけていきます

●訪問相談もします

新しいコーナーの設置、資料の廃棄に関する相談など
図書館運営に関わる相談をお受けします

●県立図書館から講師を派遣します

資料相談(レファレンス)、資料修繕など館内研修の講師として
県立図書館の職員を皆様の図書館へ派遣します

詳しくはこちらをご覧ください。

「鳥取県立図書館協力業務ハンドブック
令和2年度版(2020年度版)」

<http://www.library.pref.tottori.jp/member/cat6/>

図書館員向け研修を開催

県外講師を招いて

- **図書館業務専門講座（年4回）**

日常業務の参考に！スキルアップを目指して！

- **学校図書館活用教育普及講座**

学校図書館の活用を目指して

全県でのサービスの充実を目指して

●実務担当者連絡会を開催します

市町村立図書館・県立図書館の実務者レベルの連絡会を開催。
ビジネス支援サービス、高齢者サービス、児童サービスなど。

まだまだあります

- ・図書館＝居場所！？キャンペーン ～来て！見て！図書館～
- ・闘病記エピソード募集
- ・鳥取県ジュニア司書養成講座

※ 詳しくは、別紙「令和2年度 図書館事業について」をご覧ください。

NEW

データベースが利用できます

各市町村立図書館で下記のデータベースが利用できます。
県立図書館が一括で契約。利用は無料。

- ・聞蔵Ⅱビジュアル(朝日新聞)
- ・ヨミダス歴史館(読売新聞)
- ・ルーラル電子図書館(農文協)

連絡はこちらへお願いします

市町村立図書館の方からの相談や質問に関する窓口はこちらです。
レファレンスなどのご相談もまずは支援協力課の職員にご連絡ください。

鳥取県立図書館

支援協力課 市町村担当 三田祐子

電話 0857-26-8155

ファクシミリ 0857-22-2996

メール mita-y@pref.tottori.lg.jp